

## 認証審査委員会での委員からのご意見について

令和3年度第1回認証審査委員会を7月29日に開催し、15件が認証されました。これまでの審査委員会において、審査委員の皆様からいただいたご意見をお知らせしますので、今後のGAP実践に活用してください。

※認証件数の多い「農産物」に関する内容が中心です。

### 【各種記録の不備について】

令和2年度から令和3年度の審査・監査報告において、「〇〇の記録が確認できない」旨の不適合指摘が散見されます。記録の記載にしっかり取り組んでいただきたい。

### 【各種記録の記載・保管に関する補足・解説】

農場での活動や作業、使用した資材等の記録は、自らの行動の確認、管理方法の見直し等に活用するために重要です。また、万が一クレーム等が発生した場合、記録を確認し、取引先等の他者に提示・報告する必要もあります。

こうした事態に対応するためにも、日頃から必要な情報を整理しておく必要があります。

①記録は、「管理すべきポイント」適合基準で記載が必要な内容が確認できればどのような形式でもよく、1枚にまとまっていなくてもかまいません。

②日頃から必要な内容を記帳し、もれがないか確認しましょう。記帳もれがあれば記帳ルール・様式などを見直し、継続的な記帳がしやすい方法へ改善しましょう。

③定期監査に備えた記録の転記は不要です。必要な時に必要な情報を取り出せるよう、「管理すべきポイント」に対応する記録を把握しておきましょう。

美味しまね認証では、記載例として参考帳票をお示ししていますが、そのまま利用する必要はありません。また、記録様式を効率的な記録方法に変えていくことは経営改善にもつながります。

### 【残留農薬検査結果の保管（農産物上位基準 2.9.12）について】

残留農薬検査について、検査をこれから実施することで「適合」になることに違和感があります。「〇月に実施する」など明確にはいかがが。

### 【残留農薬検査結果の保管に関する補足・今後の審査について】

美味しまねゴールド生産工程管理基準 2.9.12の基準を満たすために実施する残留農薬検査は、商品の安全性を確認するための検査ではなく、生産工程管理が適切であったか確認する手段です。

そのため、美味しまねゴールドの初回審査では、残留農薬検査実施の意向等を聴取することにより適合としており、県が制度の信頼性確保のために行う残留農薬検査を実施することでも可としています。

今後は、農産物の美味しまねゴールド初回審査において、現地審査員が残留農薬検査実施時期を聞き取り審査資料に記載することとします。初回審査を受ける方は、残留農薬検査規程を確認し、残留検査実施予定時期を説明できるようご準備ください。

※ 重要なお知らせのため、「美味しまね通信」は不要とされた方も含め全ての認証者の方に送信しています。

島根県農林水産部 産地支援課

美味しまね・GAP スタッフ

TEL:0852-22-6011 FAX:0852-22-6036

E-Mail:oishimane@pref.shimane.lg.jp

★美味しまね認証 HP <http://www.oishimane.com>

